

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成19年11月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成19年12月13日（木曜日） 午前10時から	坂出合同庁舎4階 坂出市室町2丁目3番5号

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成19年11月27日（火曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、坂出市都市建設部都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

坂出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の概要

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

『四国の玄関口にふさわしい都市機能と環境資源を備えた交流拠点都市の形成を目指す』

- ・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力ある地域社会の創造を目指す。
- ・安全安心で快適な、生活の質の高い、環境に配慮した都市を実現するため、都市構造を拡散型から集約・保全型に方向転換し、持続発展可能なまちづくりを目指す。

(2) 都市づくりの目標

「都市機能の集約と融和による、生活の質が高く、環境持続性のある都市づくり」

- ・四国の玄関口のひとつとして重要な役割を担う瀬戸大橋や重要港湾坂出港が立地する条件を生かし、それらにふさわしい多様な都市機能が複合的に立地する「複能都市－坂出」としての都市圏の形成とともに、瀬戸内海や五色台などの環境資源を活用し、瀬戸内の交流拠点都市圏を形成する。
- ・様々な都市機能が集約し、調和的・持続的に融和し、時間・空間の質が高く、CO₂排出量の少ない、グリーンインフラが形成されたまちづくりを推進する。
- ・都市圏の核となる地域拠点と周辺市街地等を結ぶ都市軸からなる都市構造を形成する。
- ・地域拠点にあっては、大規模集客施設等の立地をはじめ、公共公益施設、商業業務、居住機能等の都市機能の集積促進と適正配置を行うとともに、公共交通を主としたネットワークにより、周辺市街地等と連携のとれたまちづくりを目指す。

(3) 拠点市街地の整備の方針

地域拠点

- ・都市圏の核として必要な都市機能の集約により、他の拠点と相互に補完しあうとともに、都市の発展を担う拠点として、交通結節点や既存ストックを活用し、利便性の高い個性豊かな市街地を整備する。

その他拠点

- ・都市活動の先導的地区として、産業・研究開発拠点地区、流通拠点地区の育成を図る。

都市軸

- ・主に根幹的な道路・鉄道により観光・交流や物流効率の向上等を図る広域連携軸、道路・鉄道により、集約拠点の連携や都市内の円滑な交通処理等を図る地域連携軸、物流効率を高める都市内物流軸を適切に配置する。

2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

- ・当区域においては、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・効率的で合理的な土地利用を前提としつつ、公共性を認識し、住民等と行政による協議・合意により適切な土地利用を計画的に誘導する。なお、大規模集客施設の立地については、適正化のための抑制を行う。

広域的都市機能の立地に関する方針

- ・大規模集客施設については、広域拠点、地域拠点外での立地を抑制し拠点内に誘導する。また、集約拠点への各種公共公益施設の立地や円滑な住み替えを促進する。

地域拠点に関する土地利用の方針

- ・商業業務、公共公益、居住等全ての都市機能の集積とともに、インフラ等の都市基盤を整備し、公共交通によるアクセスが容易で利便性の高い魅力ある商業の集積を図る。

大規模集客施設の立地に関する方針

- ・広域拠点、地域拠点外においては、商業地域、近隣商業地域以外の立地を抑制することとし、準工業地域においては、特別用途地区を活用し立地を制限する。
- ・拠点内の大規模集客施設の立地については、県や市町の上位計画における位置づけや道路、公共下水道など既存ストックの整備状況及びその見通し、土地利用の動向等を見極めて適切に判断する。なお、大規模集客施設は広域拠点、地域拠点内の商業地域、近隣商業地域、準工業地域への立地を基本としつつ、商業地域、近隣商業地域への立地を優先し、それ以外の地域では、一定の要件を満たす施設について、用途地域の変更や地区計画により、立地を可能とする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

- ・近年の社会・経済活動の広域化に対応する交通体系の整備や高齢化の進行に伴う交通弱者への対応及び市街地における交通渋滞の解消に努めるとともに、各集約拠点を結ぶネットワーク及び拠点内の施設の充実や利便性、快適性の向上を図る。

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

- ・「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進するとともに、計画的に河川改修などを行う。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・都市基盤施設の再整備や土地の高度利用が必要となる地区においては土地区画整理事業や市街地再開発事業等の促進を図る。
- (4) 自然環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」等との連携を図りつつ、瀬戸内海に面する豊かな自然や景観特性を活かしながら、市街地においては都市公園や緑地の整備を進める。また、緑化を推進するほか、多様な緑地や山林等の保全・活用を図る。